

# 生駒市不育症治療費助成事業

## よくあるお問い合わせ

### ●助成対象者について

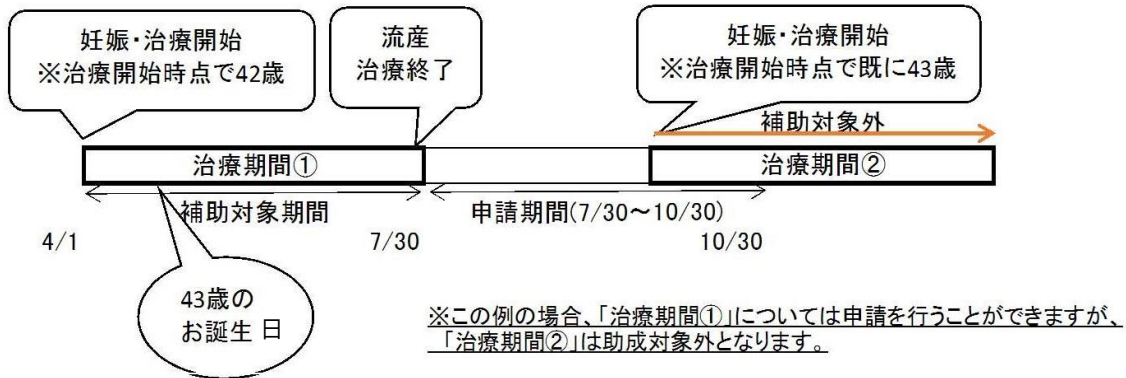
Q. 生駒市に住民票がある期間に治療を受けていましたが、他市町村へ引越し予定です。申請をすることはできますか？

A. 治療期間と申請日が生駒市に住民票がある間であれば申請できます。その際、「生駒市不育症治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）」には住民票のある生駒市内の住所をご記入ください。また、助成の可否や助成金額が確定しましたら、通知書を郵送しますので、転居先のご住所を健康課に伝えていただくか、郵便局で転送手続きを済ませておいてください。

Q. 治療開始日における妻の年齢が43歳未満とありますが、今年43歳になる人も対象ですか？

A. 当該年の治療開始時点で43歳未満であれば対象となります。

例



### ●申請期間について

Q. 申請は治療終了後3か月以内となっていますが、申請が間に合わないのですがどうしたらいいですか？

A. 申請は必ず期間内にご提出ください。郵送の場合は当日消印が有効です。申請には「生駒市不育症治療医療機関証明書（様式第2号）」も揃える必要がありますので、あらかじめ受診されている医療機関にも相談しておくことをおすすめします。

Q. 妊娠前から不育症治療をしています。申請はいつできますか？

A. 不育症治療の申請は出産あるいは流産から 3 か月以内です。妊娠前から不育症治療をされていた場合でも、同様の条件となります。

## ●助成内容について

Q. 負担額の 2 分の 1 で、1 治療期間あたり上限額 15 万円とありますが、いくら助成してもらえるのですか？

A. 不育症治療に要した検査、治療に要した費用の合計額の半分を助成します。また、助成の上限額が 15 万円なので、治療に要した費用が 30 万円を超えていても、助成額は上限の 15 万円となります。

例) 治療総額 10 万円 → 助成額 5 万円  
治療総額 30 万円 → 助成額 15 万円  
治療総額 50 万円 → 助成額 15 万円

**※治療に要した費用が 15 万円を超えた時点で、申請することが可能です。**

Q. 同一年度内に複数回の申請はできますか？

A. できます。ただし同一年度の助成の合計額は 15 万円が上限となります。

例) 1 度目の申請で 10 万円の助成を受けている→2 度目の申請では 5 万円を上限に助成

Q. 年度をまたがって治療をしている場合、助成額はどのようになりますか？

A. 「申請があった時点での当該年度＝1 年度」とカウントしているため、上限額は 15 万円です。複数年継続して治療をされていた場合でも「15 万円×〇年」というカウントにはなりません。

Q. 助成金を受け取ることができる期間はどのくらい？

A. 通算 5 年度までです。令和 4 年度中に 1 度でも申請した場合には 1 年度分と数えます。申請しなかった年度は含みません。

例) 令和 2 年度に不育症治療を実施し、助成金申請を行った。

↓ (令和 3 年度の申請なし)

令和 4 年度に治療を再開、助成金申請を行う。

この場合、2 年度分の申請ということになります。継続した年数ではなく、申請を行った年数でカウントします。

Q. 化学流産は流産に含まれますか？

A. この事業において化学流産（生化学的妊娠）は流産に含みません。化学流産（生化学的妊娠）とは、妊娠反応は陽性だが、子宮内に赤ちゃんの袋（胎嚢）が確認されずに終わるものを指します。

※下記のページを参考にしています。

[厚生労働省『回復・習慣流産（いわゆる「不育症」）の相談対応マニュアル』](#)

[日本産婦人科医会『生化学的妊娠の扱い方』](#)

## ●必要書類について

Q. 領収書がありません。

A. 領収書がない場合には申請を受付けることができません。医療機関に再発行できるかご相談ください。また、領収書の一部を紛失している場合にはご提出いただいた分の領収書の金額から助成額を決定させていただきます。